

**地域資源を活用した滞在コンテンツ造成のための調査及び
モニター実証業務委託（北崎周辺エリア）
提案競技実施要項**

**経済観光文化局観光コンベンション部
地域観光推進課**

[資料]

- 資料 1 仕様書（案）
- 資料 2 評価項目

[様式]

- 様式 1 提案競技質問書
- 様式 2 提案競技参加申込書
- 様式 2-1 委任状
- 様式 2-2 誓約書
- 様式 2-3 役員名簿
- 様式 3 同類又は類似業務の実績表
- 様式 4 提案競技参加辞退届

この提案競技実施要項は、「地域資源を活用した滞在コンテンツ造成のための調査及びモニター実証業務委託（北崎周辺エリア）」にかかる、相手方候補者を選定するための提案競技に参加される方（以下、「提案者」という。）が、留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で、提案を行ってください。

1 事業名称

地域資源を活用した滞在コンテンツ造成のための調査及びモニター実証業務委託（北崎周辺エリア）

2 事業目的

北崎周辺エリア（今津、大字草場、大字小田、大字宮浦、大字西浦をいう。以下同じ。）は、福岡市の西部に位置し、美しい海岸線や元寇防塁などの歴史資源を有する自然豊かなエリアです。

本事業は、地域資源の中から滞在コンテンツとなり得る素材の調査及びそれらを活用した滞在コンテンツのモニター実証を通して、観光客の満足度を高め、滞在時間を延ばす滞在コンテンツを創出し、地域の活性化に寄与することを目的とします。

3 履行期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

4 提案限度価格

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

5 委託内容

「仕様書（案）」（資料1）のとおり

6 スケジュール

(1) 募集開始	令和3年	6月24日（木）
(2) 質問期限	令和3年	6月29日（火）17時まで
(3) 提案競技参加申込書等提出期限	令和3年	7月2日（金）17時まで
(4) 提案書提出期限	令和3年	7月8日（木）17時まで
(5) 選定委員会による審査	令和3年	7月13日（火）予定
(6) 事業者決定	令和3年	7月15日（木）予定
(7) 契約締結	令和3年	7月16日（金）予定

※ 新型コロナウイルス感染防止に伴い、説明会は開催しません。質問がある場合は、質問書を提出してください。

※ 選定委員会は書面開催とします。ただし、当日の選定委員からの質問等については、オンラインで提案者が回答する形式を予定しています。

7 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この

提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

- (4) 市町村税を滞納していない者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収猶予を受けている者は、滞納をしていない者とみなす。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収猶予を受けている者は、滞納をしていない者とみなす。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

8 共同事業体での参加

複数の事業者が共同事業体(以下、「JV」と言う。)として参加する場合は、応募時にJVを形成し、代表団体を定めてください。その他条件は以下のとおりです。

- (1) 各構成員が参加資格を満たしていること。
- (2) 各構成員は、本提案に関する2以上のJVの構成員になることはできない。
- (3) 応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認められない。

9 質疑について

本募集要項及び内容等について質問がある場合は、「提案競技質問書」(様式1)にて提出してください。

- (1) 受付期限
6月29日(火)17時まで
- (2) 提出先
「19 提出先・問合せ先」のとおり
- (3) 提出方法
電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。
- (4) 回答方法
福岡市のホームページに掲載します。
- (5) 回答揭示期間
令和3年6月30日(水)から令和3年7月8日(木)17時まで

10 提案競技参加申込書等の提出について

- (1) 提出期限
令和3年7月2日(金)17時まで(必着)
- (2) 提出先
「19 提出先・問合せ先」のとおり
- (3) 提出方法
郵送又は持参してください。
※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。
※「持参」の場合の受付時間は、平日9時~17時とします。
- (4) 提出書類

下記①から⑨までの書類を、1部提出してください。なお、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者については、③～⑨の提出を免除します。

① 提案競技参加申込書（様式2）

注1）共同事業体の場合は、あわせて「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業共同体協定書」を提出すること。（様式は自由）

② 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）

③ 登記事項証明書

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑥ 委任状（様式第2-1）

注1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第2-1により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書（様式2-2）

注1）様式第2-2に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿（様式2-3）

注1）様式第2-3に、代表者及び役員（カの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1）直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(5) 参加辞退

「提案競技参加申込書」（様式2）を提出した後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、令和3年7月8日（木）17時までに「提案競技参加辞退届」（様式4）を提出すること。

11 提案書の提出について

(1) 提出期限

令和3年7月8日（木）17時まで（必着）

(2) 提出先

「19 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

郵送又は持参してください。

※郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。

※「持参」の場合の受付時間は、平日9時～17時とします。

(4) 提出書類

下記①から③までの書類を、指定する部数提出してください。

① 提案書 正本1部、副本10部

- ・ 正本（1部）には、事業者名を記載し、代表者印を押印してください。
- ・ 副本（10部）には、全般にわたって参加者名（企業名）がわかるような記述を一切しないようにしてください。
- ・ 提案者は、「仕様書（案）」（資料1）の内容を十分に踏まえた上で、評価項目（資料2）を参考に、本作成要領に従い提案書を作成してください。
- ・ 専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確なものとしてください。
- ・ 20ページ以内（表紙、目次、様式3を除く。）とし、A4横書き、上部綴じとしてください。フォントは自由ですが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11ポイント以上としてください。
- ・ 表紙の次のページは目次とし、表紙及び目次を除き、ページ番号を一連で付してください。
- ・ 実施内容、実施体制（本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）、スケジュール等を記載してください。

② 見積書（本業務期間内に要する経費） 正本1部、副本10部

- ・ 正本（1部）には、事業者名を記載し、代表者印を押印してください。
- ・ 副本（10部）には、全般にわたって参加者名（企業名）がわかるような記述を一切しないようにしてください。
- ・ 枚数制限なし、A4横書きとしてください（様式自由）。
- ・ 本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とするとともに、「4 提案限度価格」に留意してください。
- ・ 経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載してください。

③ 同種又は類似業務の実績表（様式3） 1部

- ・ 当該事業と同種または類似業務の実績があれば、必要事項を記入して提出してください。実績がない場合は、提出は不要です。

(5) その他

- ・ 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・ 提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。
- ・ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- ・ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

12 事業者選定委員会による審査

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、下記のとおり実施します。

なお、本企画提案に参加する者が1社であった場合でも、本企画提案の審査・選定は実行するものとします。

(1) 審査日程

令和3年7月13日（火）予定

(2) 審査方法

選定委員会において、提出された提案書についての書面審査を行います。ただし、当日の選定委員からの質問等については、オンラインで提案者が回答する形式を予定しています。
また、提案内容の確認のため、提案者に対し、事前確認の連絡をすることがあります。

(3) 審査内容

- ① 選定委員会において、「評価項目」(資料2)に基づき総合的に審査し、最も優秀と認められる事業者を選定します。
- ② 選定委員会の全委員の平均評価点が60点未満(100点満点)の場合は選定しないものとします。

(4) 選考結果

7月15日(木)までに電子メールにて連絡する予定です。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、審査の事務に必要な場合は、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

14 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

15 契約

選定委員会での選定に基づき、福岡市は最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

16 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で調査・制作された物やデータ等(以下「制作物」という。)に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、福岡市に帰属するものとします。
- (2) 福岡市は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができます。
- (3) 福岡市は、制作物を他の用途に使用できるものとします。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこととします。
- (4) 上記の場合において、受託者以外の著作物の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとします。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとします。

17 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議のうえ変更することがあります。
- (5) この委託で制作された成果品は、福岡市に帰属するものとします。

18 添付資料

[資料]

- | | |
|------|--------|
| 資料 1 | 仕様書（案） |
| 資料 2 | 評価項目 |

[様式]

- | | |
|--------|--------------|
| 様式 1 | 提案競技質問書 |
| 様式 2 | 提案競技参加申込書 |
| 様式 2-1 | 委任状 |
| 様式 2-2 | 誓約書 |
| 様式 2-3 | 役員名簿 |
| 様式 3 | 同類又は類似業務の実績表 |
| 様式 4 | 提案競技参加辞退届 |

19 提出先・問合せ先

福岡市 経済観光文化局 観光コンベンション部 地域観光推進課 担当：川島・下川
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 14階
電子メール：chiikikanko.EPB@city.fukuoka.lg.jp
電話番号：092-711-4984